

業務災害用

障害補償給付支給請求書
障害特別支給年金支給申請書
障害特別一時金

① 労働保険番号 (府県, 所掌管轄, 基幹番号, 枝番号)
② 年金証書の番号 (管轄局, 種別, 西暦年, 番号)
③ 氏名 (フリガナ, 氏名, 性別), 生年月日, 住所, 職種, 所属事業場
④ 負傷又は発病年月日 (年, 月, 日), 前後時分頃
⑤ 傷病の治癒した年月日 (年, 月, 日)
⑥ 災害の原因及び発生状況
⑦ 平均賃金 (円, 銭)
⑧ 特別給与の総額 (年額) (円)

⑨ 厚生年金保険等の受給関係
① 厚生等の年金証書の基礎年金番号・年金コード
② 被保険者資格の取得年月日 (年, 月, 日)
年金の種類 (厚生年金保険法のイ、障害年金, 国民年金法のイ、障害年金, 船員保険法の障害年金)
障害等級
支給される年金の額 (円)
支給されることとなった年月日 (年, 月, 日)
厚生等の年金証書の基礎年金番号・年金コード
所轄年金事務所等

③の者については、④、⑥から⑧まで並びに⑨の①及び②に記載したとおりであることを証明します。

事業の名称 (電話 ( ) - )
事業場の所在地 (〒 - )
事業主の氏名 (㊤)

(法人その他の団体であるときは、その名称及び代表者の氏名)

[注意] ⑨の①及び②については、③の者が厚生年金保険の被保険者である場合に限り証明すること。

⑩ 障害の部位及び状態 (診断書のとおり)
⑪ 既存障害がある場合にはその部位及び状態

⑫ 添付する書類その他の資料
⑬ 年金の払渡しを希望する金融機関又は郵便局
金融機関 (支店等を除く。郵便貯金銀行の)
名称
預金通帳の記号番号
※金融機関店舗コード (銀行・金庫, 農協・漁協・信組)
郵便局コード
フリガナ
所在地 (都道府県, 市郡区)
預金通帳の記号番号

上記により 障害補償給付の支給を請求します。
障害特別支給金
障害特別年金の支給を申請します。
障害特別一時金
〒 -
電話 ( ) -

請求人の住所
氏名 (㊤)

□本件手続を裏面に記載の社会保険労務士に委託します。

個人番号

振込を希望する金融機関の名称 (銀行・金庫, 農協・漁協・信組)
預金の種類及び口座番号 (普通・当座 第 号, 口座名義人)

様式第10号(裏面)

[注意]

- 1 ※印欄には記載しないこと。
- 2 事項を選択する場合には該当する事項を○で囲むこと。
- 3 ③の労働者の「所属事業場名称・所在地」欄には、労働者の直接所属する事業場が一括適用の取扱いを受けている場合に、労働者が直接所属する支店、工事現場等を記載すること。
- 4 ⑥には、どのような場所で、どのような作業をしているときに、どのような物で又はどのような状況において、どのようにして災害が発生したかを簡明に記載すること。
- 5 ⑦には、平均賃金の算定基礎期間中に業務外の傷病の療養のため休業した期間が含まれている場合に、当該平均賃金に相当する額がその期間の日数及びその期間中の賃金を業務上の傷病の療養のため休業した期間の日数及びその期間中の賃金とみなして算定した平均賃金に相当する額に満たないときは、当該みなして算定した平均賃金に相当する額を記載すること(様式第8号の別紙に内訳を記載し添付すること。ただし、既に提出されている場合を除く。)
- 6 ⑧には、負傷又は発病の日以前1年間(雇入後1年に満たない者については、雇入後の期間)に支払われた労働基準法第12条第4項の3箇月を超える期間ごとに支払われる賃金の総額を記載すること(様式第8号の別紙に内訳を記載し添付すること。ただし、既に提出されている場合を除く。)
- 7 請求人(申請人)が傷病補償年金を受けていた者であるときは、
  - (1) ①、④及び⑥には記載する必要がないこと。
  - (2) ②には、傷病補償年金に係る年金証書の番号を記載すること。
  - (3) 事業主の証明を受ける必要がないこと。
- 8 請求人(申請人)が特別加入者であるときは、
  - (1) ⑦には、その者の給付基礎日額を記載すること。
  - (2) ⑧は記載する必要がないこと。
  - (3) ④及び⑥の事項を証明することができる書類その他の資料を添えること。
  - (4) 事業主の証明を受ける必要がないこと。
- 9 ⑩については、障害補償年金又は障害特別年金の支給を受けることとなる場合において、障害補償年金又は障害特別年金の払渡しを金融機関(郵便貯金銀行の支店等を除く。)から受けることを希望する者にあつては「金融機関(郵便貯金銀行の支店等を除く。)」欄に、障害補償年金又は障害特別年金の払渡しを郵便貯金銀行の支店等又は郵便局から受けることを希望する者にあつては「郵便貯金銀行の支店等又は郵便局」欄に、それぞれ記載すること。  
 なお、郵便貯金銀行の支店等又は郵便局から払渡しを受けることを希望する場合であつて振込によらないときは、「預金通帳の記号番号」の欄は記載する必要はないこと。
- 10 「事業主の氏名」の欄及び「請求人(申請人)の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができること。
- 11 「個人番号」の欄については、請求人(申請人)の個人番号を記載すること。
- 12 本件手続を社会保険労務士に委託する場合は、「請求人(申請人)の氏名」欄の下の□にレ点を記入すること。

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏 名	電 話 番 号
		Ⓜ	(    ) —

① 労働保険番号 府 県 所 掌 管 轄 基 幹 番 号 枝 番 号						③ 死亡労働者の フリガナ 氏 名 (男・女)		④ 負傷又は発病年月日 年 月 日	
② 年金証書の番号 管 轄 局 種 別 西 暦 年 番 号 枝 番 号						③ 死亡労働者の 生年月日 年 月 日 ( 歳)		午 前 後 時 分 頃	
						③ 死亡労働者の 個人番号		⑤ 死 亡 年 月 日 年 月 日	
						③ 死亡労働者の 職 種		⑦ 平 均 賃 金 円 銭	
⑥ 災害の原因及び発生状況						③ 死亡労働者の 所屬事業場 名称・所在地		⑧ 特別給与の総額(年額) 円	

⑨ 厚 等 生 の 年 金 給 保 関 係	① 死亡労働者の厚年等の年金証書の基礎年金番号・年金コード		② 死亡労働者の被保険者資格の取得年月日		年 月 日
	⊙ 当該死亡に関して支給される年金の種類				
	厚生年金保険法の イ 遺族年金 ロ 遺族厚生年金		国民年金法の イ 母子年金 ロ 準母子年金 ハ 遺児年金 ニ 寡婦年金 ホ 遺族基礎年金		船員保険法の遺族年金
	支給される年金の額	支給されることとなった年月日	厚生等の年金証書の基礎年金番号・年金コード (複数のコードがある場合は下段に記載すること。)		所轄年金事務所等

③の者については、④、⑥から⑧まで並びに⑨の①及び②に記載したとおりであることを証明します。

年 月 日 事業の名称 電話 ( ) -

事業場の所在地

事業主の氏名 (法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名)

[注意] ⑨の①及び②については、③の者が厚生年金保険の被保険者である場合に限り証明すること。

⑩ 請 求 請 人 人	氏 フリガナ 名	生 年 月 日	住 フリガナ 所	死亡労働者との関係	障害の有無	請求人(申請人)の代表者を選任しないときは、その理由
		・			ある・ない	
		・			ある・ない	
		・			ある・ない	
⑪ 請 求 人 申 請 人 以 外 の 遺 族	氏 フリガナ 名	生 年 月 日	住 フリガナ 所	死亡労働者との関係	障害の有無	請求人(申請人)と生計を同じくしているか
		・			ある・ない	いる・いない
		・			ある・ない	いる・いない
		・			ある・ない	いる・いない

⑫ 添付する書類その他の資料名		※金融機関店舗コード	
⑬ 年金の払渡しを受けることを希望する金融機関又は郵便局	金 融 機 関 名	※ 銀行・金庫 農協・漁協・信組	本店・本所 出張所 支店・支所
	フリガナ	普通・当座	第 号
	所在地	※ 郵便局コード	
	預金通帳番号	第 号	号

遺族補償年金の支給を請求します。

上記により 遺族特別支給金 の支給を申請します。

年 月 日 労働基準監督署長 殿

請求人 住 所  
申請人 の 氏 名 (代表者) (印)

□本件手続を裏面に記載の社会保険労務士に委託します。

個人番号

特別支給金について振込を希望する金融機関の名称	預金の種類及び口座番号
銀行・金庫 農協・漁協・信組	本店・本所 出張所 支店・支所 普通・当座 第 号 口座名義人

様式第 12 号(裏面)

〔注意〕

- 1 ※印欄には記載しないこと。
- 2 事項を選択する場合には該当する事項を○で囲むこと。
- 3 ③の死亡労働者の「所属事業場名称・所在地」欄には、死亡労働者が直接所属していた事業場が一括適用の取扱いを受けている場合に、死亡労働者が直接所属していた支店、工事現場等を記載すること。
- 4 ⑥には、どのような場所で、どのような作業をしているときに、どのような物で又はどのような状況において、どのようにして災害が発生したかを簡明に記載すること。
- 5 ⑦には、平均賃金の算定基礎期間中に業務外の傷病の療養のため休業した期間が含まれている場合に、当該平均賃金に相当する額がその期間の日数及びその期間中の賃金を業務上の傷病の療養のため休業した期間の日数及びその期間中の賃金とみなして算定した平均賃金に相当する額に満たないときは、当該みなして算定した平均賃金に相当する額を記載すること（様式第 8 号の別紙に内訳を記載し添付すること。ただし、既に提出されている場合を除く。）。
- 6 ⑧には、負傷又は発病の日以前 1 年間（雇入後 1 年に満たない者については、雇入後の期間）に支払われた労働基準法第 12 条第 4 項の 3 箇月を超える期間ごとに支払われる賃金の総額を記載すること（様式第 8 号の別紙に内訳を記載し添付すること。ただし、既に提出されている場合を除く。）。
- 7 死亡労働者が傷病補償年金を受けていた場合には、
  - (1) ①、④及び⑥には記載する必要がないこと。
  - (2) ②には、傷病補償年金に係る年金証書の番号を記載すること。
  - (3) 事業主の証明を受ける必要がないこと。
- 8 死亡労働者が特別加入者であつた場合には、
  - (1) ⑦には、その者の給付基礎日額を記載すること。
  - (2) ⑧は記載する必要がないこと。
  - (3) ④及び⑥の事項を証明することができる書類その他の資料を添えること。
  - (4) 事業主の証明を受ける必要がないこと。
- 9 ⑨から⑭までに記載することができない場合には、別紙を付して所要の事項を記載すること。
- 10 この請求書（申請書）には、次の書類その他の資料を添えること。
  - (1) 労働者の死亡に関して市町村長に提出した死亡診断書、死体検案書若しくは検視調書に記載してある事項についての市町村長の証明書又はこれに代わるべき書類
  - (2) 請求人（申請人）及び請求人（申請人）以外の遺族補償年金を受けることができる遺族と死亡労働者との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本（請求人（申請人）又は請求人（申請人）以外の遺族補償年金を受けることができる遺族が死亡労働者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を証明することができる書類）
  - (3) 請求人（申請人）及び請求人（申請人）以外の遺族補償年金を受けることができる遺族（労働者の死亡当時胎児であつた子を除く。）が死亡労働者の収入によつて生計を維持していたことを証明することができる書類
  - (4) 請求人（申請人）及び請求人（申請人）以外の遺族補償年金を受けることができる遺族のうち労働者の死亡の時から引き続き障害の状態にある者については、その事実を証明することができる医師又は歯科医師の診断書その他の資料
  - (5) 請求人（申請人）以外の遺族補償年金を受けることができる遺族のうち、請求人（申請人）と生計を同じくしている者については、その事実を証明することができる書類
  - (6) 障害の状態にある妻にあつては、労働者の死亡の時以後障害の状態にあつたこと及びその障害の状態が生じ、又はその事情がなくなった時を証明することができる医師又は歯科医師の診断書その他の資料
- 11 ⑬については、次により記載すること。
  - (1) 遺族補償年金の支給を受けることとなる場合において、遺族補償年金の払渡しを金融機関（郵便貯金銀行の支店等を除く。）から受けることを希望する者にあつては「金融機関（郵便貯金銀行の支店等を除く。）」欄に、遺族補償年金の払渡しを郵便貯金銀行の支店等又は郵便局から受けることを希望する者にあつては「郵便貯金銀行の支店等又は郵便局」欄に、それぞれ記載すること。  
 なお、郵便貯金銀行の支店等又は郵便局から払渡しを受けることを希望する場合であつて振込によらないときは、「預金通帳の記号番号」の欄は記載する必要はないこと。
  - (2) 請求人（申請人）が 2 人以上ある場合において代表者を選任しないときは、⑩の最初の請求人（申請人）について記載し、その他の請求人（申請人）については別紙を付して所要の事項を記載すること。
- 12 「事業主の氏名」の欄及び「請求人（申請人）の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができること。
- 13 「個人番号」の欄については、請求人（申請人）の個人番号を記載すること。
- 14 本件手続を社会保険労務士に委託する場合は、「請求人（申請人）の氏名」欄の下の口にレ点を記入すること。

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏 名	電 話 番 号
		⑩	( ) —



様式第16号の2(裏面)

〔注意〕

- 1 ※印欄には記載しないこと。
- 2 事項を選択する場合には該当する事項を○で囲むこと。
- 3 ⑧については、傷病補償年金又は傷病年金を受けることとなる場合において、傷病補償年金又は傷病年金の払渡しを金融機関(郵便貯金銀行の支店等を除く。)から受けることを希望する者にあつては「金融機関(郵便貯金銀行の支店等を除く。)」欄に、傷病補償年金又は傷病年金の払渡しを郵便貯金銀行の支店等又は郵便局から受けることを希望する者にあつては「郵便貯金銀行の支店等又は郵便局」欄に、それぞれ記載すること。  
なお、郵便貯金銀行の支店等又は郵便局から払渡しを受けることを希望する場合であつて振込によらないときは、「預金通帳の記号番号」の欄は記載する必要はないこと。
- 4 「届出人の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができること。
- 5 「個人番号」の欄については、請求人(申請人)の個人番号を記載すること。
- 6 本件手続を社会保険労務士に委託する場合は、「届出人の氏名」欄の下の□にレ点を記入すること。

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏 名	電 話 番 号
		Ⓢ	(      ) —

通勤災害用

障害給付支給請求書
障害特別支給年金支給申請書

① 労働保険番号
② 年金証書の番号
③ 氏名 (男・女)
④ 負傷又は発病年月日
⑤ 傷病の治癒した年月日
⑥ 平均賃金
⑦ 特別給与の総額(年額)

⑧ 通勤災害に関する事項
⑨ 厚生年金保険等の受給関係
⑩ 被保険者資格の取得年月日
年金の種類
障害等級
支給される年金の額
支給されることとなった年月日
厚生年金証書の基礎年金番号・年金コード
所轄年金事務所等

③の者については、⑥及び⑦並びに⑨の①及び②並びに別紙の①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧(通常の通勤の経路及び方法に限る。)及び⑨に記載したとおりであることを証明します。

事業の名称
電話 ( ) -
事業場の所在地 〒 -
事業主の氏名
(法人その他の団体であるときは、その名称及び代表者の氏名)

[注意] 別紙の①、②及び③について知り得なかった場合には証明する必要がないので、知り得なかった事項の符号を消すこと。また、⑨の①及び②については、③の者が厚生年金保険の被保険者である場合に限り証明すること。

⑩ 障害部位及び状態 (診断書のとおり)
⑪ 既存障害がある場合にはその部位及び状態

⑫ 添付する書類その他の資料
⑬ 年金の払渡しを希望する金融機関
※金融機関店舗コード
銀行・金庫
農協・漁協・信組
預金通帳の記号番号
普通・当座 第 号
※郵便局コード
フリガナ
名称
所在地
都道府県 市郡区
預金通帳の記号番号
第 号

障害給付の支給を請求します。
上記により 障害特別支給金
障害特別年金の支給を申請します。
障害特別一時金
請求人申請人の住所
氏名
□本件手続を裏面に記載の社会保険労務士に委託します。
個人番号

労働基準監督署長 殿
振込を希望する金融機関の名称
預金の種類及び口座番号
銀行・金庫
本店・本所
出張所
支店・支所
普通・当座 第 号
農協・漁協・信組
口座名義人

様式第16号の7(裏面)

〔注意〕

- 1 ※印欄には記載しないこと。
- 2 事項を選択する場合には該当する事項を○で囲むこと。
- 3 ③の労働者の「所属事業場名称・所在地」欄には、労働者の直接所属する事業場が一括適用の取扱いを受けている場合に、労働者が直接所属する支店、工事現場等を記載すること。
- 4 ⑥には、平均賃金の算定基礎期間中に業務外の傷病の療養のため休業した期間が含まれている場合に、当該平均賃金に相当する額がその期間の日数及びその期間中の賃金を業務上の傷病の療養のため休業した期間の日数及びその期間中の賃金とみなして算定した平均賃金に相当する額に満たないときは、当該みなして算定した平均賃金に相当する額を記載すること(様式第16号の6の別紙に内訳を記載し添付すること。ただし、既に提出されている場合を除く。)
- 5 ⑦には、負傷又は発病の日以前1年間(雇入後1年に満たない者については、雇入後の期間)に支払われた労働基準法第12条第4項の3箇月を超える期間ごとに支払われる賃金の総額を記載すること(様式第16号の6の別紙に内訳を記載し添付すること。ただし、既に提出されている場合を除く。)
- 6 請求人(申請人)が傷病年金を受けていた者であるときは、
  - (1) ①及び④並びに⑧の別紙は記載する必要がないこと。
  - (2) ②には、請求人(申請人)の傷病年金に係る年金証書の番号を記載すること。
  - (3) 事業主の証明を受ける必要がないこと。
- 7 請求人(申請人)が特別加入者であるときは、
  - (1) ⑥には、その者の給付基礎日額を記載すること。
  - (2) ⑦は記載する必要がないこと。
  - (3) ④及び⑧の別紙の㊦から㊨まで、㊩及び㊪の事項を証明することができる書類その他の資料を添えること。
  - (4) 事業主の証明を受ける必要がないこと。
- 8 ⑬については、障害年金又は障害特別年金の支給を受けることとなる場合において、障害年金又は障害特別年金の払渡しを金融機関(郵便貯金銀行の支店等を除く。)から受けることを希望する者にあつては「金融機関(郵便貯金銀行の支店等を除く。)」欄に、障害年金又は障害特別年金の払渡しを郵便貯金銀行の支店等又は郵便局から受けることを希望する者にあつては「郵便貯金銀行の支店等又は郵便局」欄に、それぞれ記載すること。  
 なお、郵便貯金銀行の支店等又は郵便局から払渡しを受けることを希望する場合であつて振込によらないときは、「預金通帳の記号番号」の欄は記載する必要はないこと。
- 9 「事業主の氏名」の欄及び「請求人(申請人)の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができること。
- 10 「個人番号」の欄については、請求人(申請人)の個人番号を記載すること。
- 11 本件手続を社会保険労務士に委託する場合は、「請求人(申請人)の氏名」欄の下の□にレ点を記入すること。

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏 名	電 話 番 号
		Ⓜ	(     ) —



## 通勤災害に関する事項

<b>イ</b> 労働者の氏名						
<b>ロ</b> 災害時の通勤の種別 (該当する記号を記入)		イ. 住居から就業の場所への移動 ハ. 就業の場所から他の就業の場所への移動 ニ. イに先行する住居間の移動	ロ. 就業の場所から住居への移動 ホ. ロに後続する住居間の移動			
<b>ハ</b> 負傷又は発病の年月日及び時刻	年	月	日	午 前後	時	分頃
<b>ニ</b> 災害発生 の 場 所						
<b>ホ</b> 就 業 の 場 所 (災害時の通勤の種別がハに該当する場合は移動の終点たる就業の場所)						
<b>ヘ</b> 就業開始の予定年月日及び時刻 (災害時の通勤の種別がイ、ハ又はニに該当する場合は記載すること)	年	月	日	午 前後	時	分頃
<b>ト</b> 住居を離れた年月日及び時刻 (災害時の通勤の種別がイ、ニ又はホに該当する場合は記載すること)	年	月	日	午 前後	時	分頃
<b>チ</b> 就業終了の年月日及び時刻 (災害時の通勤の種別がロ、ハ又はホに該当する場合は記載すること)	年	月	日	午 前後	時	分頃
<b>リ</b> 就業の場所を離れた年月日及び時刻 (災害時の通勤の種別がロ又はハに該当する場合は記載すること)	年	月	日	午 前後	時	分頃
<b>ヌ</b> 災害時の通勤の種別に関する移動の通常経路、方法及び所要時間並びに災害発生の日、住居又は就業場所から災害発生した場所までの経路、時刻の状況	(通常の移動の所要時間 時間 分)					
<b>ル</b> 災害の原因及び発生状況						
<b>ヲ</b> 現 認 者 の	住 所					
	氏 名	電話 — —				
<b>ワ</b> 転任の事実の有無(災害時の通勤の種別がニ又はホに該当する場合)	有	無	<b>カ</b> 転任の直前の住居に係る住所			

〔注意〕

1. ④は、災害時の通勤の種別がハの場合には、移動の終点たる就業の場所における就業開始の予定年月日及び時刻を、ニの場合には、後続するイの移動の終点たる就業の場所における就業開始の予定の年月日及び時刻を記載すること。
2. ⑥は、災害時の通勤の種別がハの場合には、移動の起点たる就業の場所における就業終了の年月日及び時刻を、ホの場合には、先行するロの移動の起点たる就業の場所における就業終了の年月日及び時刻を記載すること。
3. ⑧は、災害時の通勤の種別がハの場合には、移動の起点たる就業の場所を離れた年月日及び時刻を記載すること。
4. ⑩は、通常の通勤の経路を図示し、災害発生場所及び災害の発生の日に住居又は就業の場所から災害発生場所に至った経路を朱線等を用いてわかりやすく記載するとともに、その他の事項についてもできるだけ詳細に記載すること。
5. ⑫は、どのような場所を、どのような方法で移動している際に、どのような物で又はどのような状況においてどのようにして災害が発生したかを簡明に記載すること。

通勤災害用

遺族年金支給請求書
遺族特別支給年金支給申請書

① 労働保険番号
② 年金証書の番号
③ 死亡労働者のフリガナ氏名
④ 負傷又は発病年月日
⑤ 死亡年月日
⑥ 平均賃金
⑦ 特別給与の総額(年額)

⑧ 通勤災害に関する事項
⑨ 厚生の年金受給関係
㉑ 死亡労働者の厚生等の年金証書の基礎年金番号・年金コード
㉒ 死亡労働者の被保険者の資格の取得年月日
㉓ 当該死亡に関して支給される年金の種類
㉔ 厚生年金保険法のイ遺族年金
㉕ 国民年金法のイ母子年金 ロ準母子年金 ハ遺児年金
㉖ 船員保険法の遺族年金
㉗ 支給される年金の額
㉘ 支給されることとなった年月日
㉙ 厚生等の年金証書の基礎年金番号・年金コード(複数のコードがある場合は下段に記載すること。)

⑩ 請求人
㉚ 死亡労働者との関係
㉛ 障害の有無
㉜ 請求人(申請人)の代表者を選任しないときは、その理由
㉝ 請求の遺族(年金を申請できる遺族)以外
㉞ 請求人(申請人)と生計を同じくしているか
⑪ 添付する書類その他の資料名
⑫ 年金の払渡しを受けることを希望する金融機関又は郵便局
⑬ 遺族年金の支給を請求します。
遺族特別支給年金の支給を請求します。

フリガナ氏名 生年月日 住フリガナ所
死亡労働者との関係
障害の有無
請求人(申請人)の代表者を選任しないときは、その理由
フリガナ氏名 生年月日 住フリガナ所
死亡労働者との関係
障害の有無
請求人(申請人)と生計を同じくしているか

⑬ 年金の払渡しを受けることを希望する金融機関又は郵便局
金融機関(郵便局を除く)
名称
預金通帳の番号
フリガナ名称
所在地
郵便貯金又は郵便銀行の局
※金融機関店舗コード
銀行・金庫
農協・漁協・信組
※郵便局コード
都道府県 市郡区
預金通帳の番号

遺族年金の支給を請求します。
遺族特別支給年金の支給を請求します。
年 月 日
請求人(申請人)の住所
氏名
労働基準監督署長 殿
個人番号

特別支給金について振込を希望する金融機関の名称
銀行・金庫
農協・漁協・信組
預金の種類及び口座番号
普通・当座 第 号
口座名義人

様式第16号の8(裏面)

〔注意〕

1. ※印欄には記載しないこと。
2. 事項を選択する場合には該当する事項を○で囲むこと。
3. ③の死亡労働者の「所属事業場名称・所在地」欄には、死亡労働者が直接所属していた事業場が一括適用の取扱いを受けている場合に、死亡労働者が直接所属していた支店、工事現場等を記載すること。
4. ⑥には、平均賃金の算定基礎期間中に業務外の傷病の療養のため休業した期間が含まれている場合に、当該平均賃金に相当する額がその期間の日数及びその期間中の賃金を業務上の傷病の療養のため休業した期間の日数及びその期間中の賃金とみなして算定した平均賃金に相当する額に満たないときは、当該みなして算定した平均賃金に相当する額を記載すること(様式第16号の6の別紙に内訳を記載し添付すること。ただし、既に提出されている場合を除く。)
5. ⑦には、負傷又は発病の日以前1年間(雇入後1年に満たない者については、雇入後の期間)に支払われた労働基準法第12条第4項の3箇月を超える期間ごとに支払われる賃金の総額を記載すること(様式第16号の6の別紙に内訳を記載し添付すること。ただし、既に提出されている場合を除く。)
6. 死亡労働者が傷病年金を受けていた場合には、
  - (1) ①及び④並びに⑧の別紙は記載する必要がないこと。
  - (2) ②には、傷病年金に係る年金証書の番号を記載すること。
  - (3) 事業主の証明を受ける必要がないこと。
7. 死亡労働者が特別加入者であった場合には、
  - (1) ⑥には、その者の給付基礎日額を記載すること。
  - (2) ⑦は記載する必要がないこと。
  - (3) 別紙の⑩から⑫まで、並びに⑬及び⑭の事項を証明することができる書類その他の資料を添えること。
  - (4) 事業主の証明を受ける必要がないこと。
8. ⑨から⑫までに記載することができない場合には、別紙を付して所要の事項を記載すること。
9. この請求書(申請書)には、次の書類その他の資料を添えること。
  - (1) 労働者の死亡に関して市町村長に提出した死亡診断書、死体検案書若しくは検視調書に記載してある事項についての市町村長の証明書又はこれに代わるべき書類
  - (2) 請求人(申請人)及び請求人(申請人)以外の遺族年金を受けることができる遺族と死亡労働者との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本(請求人(申請人)又は請求人(申請人)以外の遺族年金を受けることができる遺族が死亡労働者と婚姻の届出をしていないが事実上の婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を証明することができる書類)
  - (3) 請求人(申請人)及び請求人(申請人)以外の遺族年金を受けることができる遺族(労働者の死亡時胎児であつた子を除く。)が死亡労働者の収入によって生計を維持していたことを証明することができる書類
  - (4) 請求人(申請人)及び請求人(申請人)以外の遺族年金を受けることができる遺族のうち労働者の死亡の時から引き続き障害の状態にある者については、その事実を証明することができる医師又は歯科医師の診断書その他の資料
  - (5) 請求人(申請人)以外の遺族年金を受けることができる遺族のうち請求人(申請人)と生計を同じくしている者については、その事実を証明することができる書類
  - (6) 障害の状態にある妻にあつては、労働者の死亡の時以後障害の状態にあつたこと及びその障害の状態が生じ、又はその事情がなくなつた時を証明することができる医師又は歯科医師の診断書その他の資料
10. ⑬については、次により記載すること。
  - (1) 遺族年金の支給を受けることとなる場合において、遺族年金の払渡しを金融機関(郵便貯金銀行の支店等を除く。)から受けることを希望する者にあつては「金融機関(郵便貯金銀行の支店等を除く。)」欄に、遺族年金の払渡しを郵便貯金銀行の支店等又は郵便局から受けることを希望する者にあつては「郵便貯金銀行の支店等又は郵便局」欄に、それぞれ記載すること。  
 なお、郵便貯金銀行の支店等又は郵便局から払渡しを受けることを希望する場合であつて振込によらないときは、「預金通帳の記号番号」の欄は記載する必要はないこと。
  - (2) 請求人(申請人)が2人以上ある場合において代表者を選任しないときは、⑩の最初の請求人(申請人)について記載し、その他の請求人(申請人)については別紙を付して所要の事項を記載すること。
11. 「事業主の氏名」の欄及び「請求人(申請人)の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができること。
12. 「個人番号」の欄については、請求人(申請人)の個人番号を記載すること。
13. 本件手続を社会保険労務士に委託する場合は、「請求人(申請人)の氏名」欄の下の□にレ点を記入すること。

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏 名	電 話 番 号
		◎	(      ) —

## 通勤災害に関する事項

① 労働者の氏名			
② 災害時の通勤の種別 (該当する記号を記入)	イ、ハ、ニ、	住居から就業の場所への移動 就業の場所から他の就業の場所への移動 イに先行する住居間の移動	ロ、ホ、
③ 負傷又は発病の年月日及び時刻	年 月 日	午 前後	時 分頃
④ 災害発生場所			
⑤ 就業の場所 (災害時の通勤の種別がハに該当する場合は移動の終点たる就業の場所)			
⑥ 就業開始の予定年月日及び時刻 (災害時の通勤の種別がイ、ハ又はニに該当する場合は記載すること)	年 月 日	午 前後	時 分頃
⑦ 住居を離れた年月日及び時刻 (災害時の通勤の種別がロ、ハ又はホに該当する場合は記載すること)	年 月 日	午 前後	時 分頃
⑧ 就業終了の年月日及び時刻 (災害時の通勤の種別がロ、ハ又はホに該当する場合は記載すること)	年 月 日	午 前後	時 分頃
⑨ 就業の場所を離れた年月日及び時刻 (災害時の通勤の種別がロ又はハに該当する場合は記載すること)	年 月 日	午 前後	時 分頃
⑩ 災害時の通勤の種別に関する移動の通常経路、方法及び所要時間並びに災害発生の日、住居又は就業場所から災害発生場所に至った経路、その時刻、状況	(通常の移動の所要時間 時間 分)		
⑪ 災害の原因及び発生状況			
⑫ 現認者の住所氏名	住 所 氏 名	電話 - -	
⑬ 転任の事実の有無(災害時の通勤の種別がニ又はホに該当する場合)	有 ・ 無	⑭ 転任の直前の住居に係る住所	

〔注意〕

- 1 ③は、災害時の通勤の種別がハの場合には、移動の終点たる就業の場所における就業開始の予定年月日及び時刻を、ニの場合には、後続するイの移動の終点たる就業の場所における就業開始の予定の年月日及び時刻を記載すること。
- 2 ⑥は、災害時の通勤の種別がハの場合には、移動の起点たる就業の場所における就業終了の年月日及び時刻を、ホの場合には、先行するロの移動の起点たる就業の場所における就業終了の年月日及び時刻を記載すること。
- 3 ⑦は、災害時の通勤の種別がハの場合には、移動の起点たる就業の場所を離れた年月日及び時刻を記載すること。
- 4 ⑩は、通常の通勤の経路を図示し、災害発生場所及び災害の発生の日に住居又は就業の場所から災害発生場所に至った経路を朱線等を用いてわかりやすく記載するとともに、その他の事項についてもできるだけ詳細に記載すること。
- 5 ⑪は、どのような場所を、どのような方法で移動している際に、どのような物で又はどのような状況においてどのようにして災害が発生したかを簡明に記載すること。